資料３

アクセシビリティからウェルビーイングへ

２０２６．１０．２９

中央大学研究開発機構　秋山哲男

問題意識

1. 福祉とアクセシビリティはどの様に関係しているのか？

- 表1　社会福祉の理念の変遷

2. アクセシビティの主要課題は何があるのか？

- 表2　アクセシビリティの課題

3. 共生社会に関連する考え方：　概念の整理

- 表3　概念の歴史的な整理
- 図1　共生社会に関連する概念整理図
- 　－　理念・設計原則・合理的配慮・当事者参加について

4. 今後に向けて

1. 福祉理念とアクセシビリティの関係

1.1　福祉理念とアクセシビリティ（バリアフリー）

●**福祉理念**は
「**誰も排除しない社会をつくる**」という価値観であり、
● **アクセシビリティ**は、
その理念を社会環境の中で具体化するための重要な条件である。

●**福祉理念**は**「誰もが尊重され、排除されず、社会に参加できること」**を重視する価値体系であり、**アクセシビリティ**は、その理念を社会環境の中で具体化するための重要な条件である。

●国土交通省が進めるバリアフリーの**目的は、「高齢者・障害者等が安全かつ円滑に移動できる社会をつくり、公共の福祉を増進すること」で、「共生社会の実現」を基本理念とする。**

1.2　社会福祉の理念の変遷

- 救済 → 権利 → 自立･参加 → 共生･包摂 → ウェルビーイング
- 「では、こうした福祉理念を実際の生活環境に具体化するうえで、アクセシビリティにはどのような課題が残されているのか」

表1　社会福祉の理念の変遷

年　代	主な理念･考え方
1600～1900	救貧・防貧（道徳・秩序／社会保険の誕生）
1946～1960	権利としての福祉（生活保障／社会権）
1970～2000	ノーマライゼーション・自立・社会参加（地域生活への移行）
2000～現在	共生・権利保障（多様性／社会参加／合理的配慮／CRPD）
現在～	地域共生社会（分野を超えた参加・つながり・支え合い）

出典: 年表：全国社会福祉協議会、厚生労働省 *https://www.mhlw.go.jp › stf › seisakunitsuite › bunya › hukushi...*地域共生社会の推進｜厚生労働省 - mhlw.go.jp

2.　現代のアクセシビリティの主要課題

　ハード整備の不足よりも「情報のバリア」「当事者参画の不足」「デジタル格差」「心理的安全性」「地域間格差」など“質的な障壁”が中心になっている。

2.1 現代のアクセシビリティの主要課題

表2 アクセシビリティの課題

分 野	現代の主要課題
①情報アクセス	行政・民間サイトの対応不足、JIS準拠のばらつき
②移動・ 施設アクセシビリティ	サイン、音声案内、乗継情報など、実際の「使いやすさ」の向上
③当事者参画	計画・設計・評価の各段階への継続的な当事者参画
④態度・意識	障害の社会モデルの理解、合理的配慮、コミュニケーション等への理解促進
⑤合理的配慮	合理的配慮の実効性（提供・運用上のばらつき）
⑥地域間格差	地方部での整備の遅れ、自治体の予算・人員・ノウハウの不足

3. 共生社会に関連する考え方

3.1 共生社会に関連する考え方の歴史的整理

表3 概念の歴史的な整理

政策	主要な考え方	年代	主な内容
理念	ノーマライゼーション	1959年	デンマークのバンク＝ミケルセンによって提唱
	ウェル・ビーイング	1946年	WHOは1946年の憲章
	インクルージョン	1994年	1994年のユネスコ「サラマンカ宣言」公式に用いる。
考え方	障害の社会モデル	1983年	1960年代の障害者運動を起点とし、1983年にマイク・オリバーが命名
	ジェンダー主流	1985年/1995年	第3回世界女性会議で初めて提唱
設計原則	アクセシビリティ	1961年	米国で初のアクセシビリティ標準
	バリアフリーデザイン	1974年	国連「バリアフリーデザイン」報告書
	ユニバーサルデザイン	1985年	メイスがBarrier-Free Environments設立
	ユーザビリティ	1950年代	スウェーデンの「エルゴノミックデザイン」
実践手段	合理的配慮（個別調整）	1977年	米国リハビリテーション法394項の実施規則成立で用語として登場した。
	当事者参加	2006年	障害者運動から生まれ、権利条約で「参加は権利」と明確化。

3.2 共生社会に関連する概念の位置付け

共生社会とは➡違いを前提に、誰もが尊重され、役割を持ち、支え合う社会

図1 共生社会に関連する概念整理図

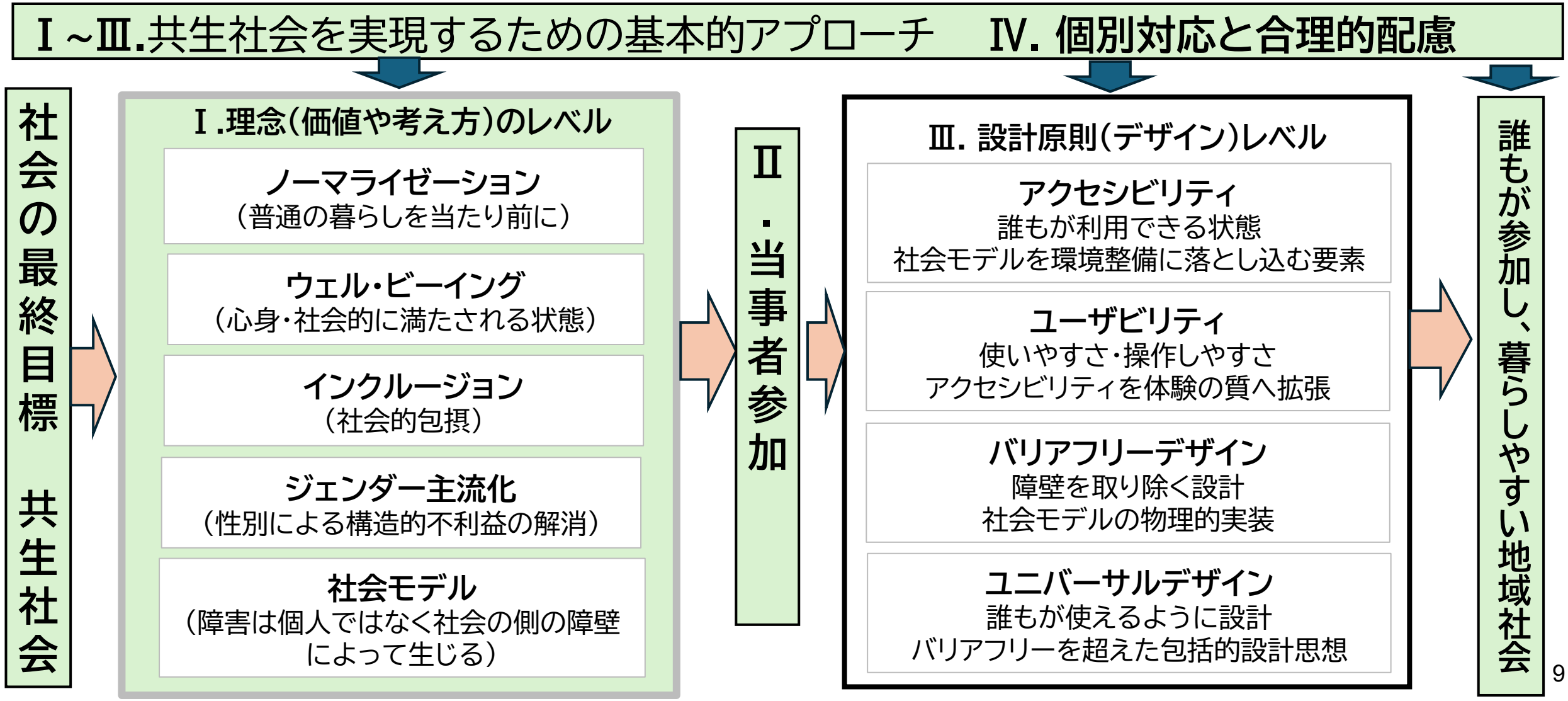

図の説明

- この図は、「共生社会」を最終目標として、その実現に必要な理念、当事者参画、設計原則、個別対応を体系化した概念図
- 最終目標：共生社会
  「違いを前提に、誰もが尊重され、役割を持ち、支え合う社会」と定義している。そこから、大きく4つの考え方を整理。
- この図の意味は、「アクセシビリティ＝共生社会」ではないことを明確にしている点。
- 福祉・社会理念→当事者参画→アクセシビリティ等の設計原則→合理的配慮→共生社会　　という関係として読むことである。

- 理念（価値）を基礎として、当事者参加を通してニーズを把握し、アクセシビリティやユニバーサルデザインなどの設計原則によって環境を整備する。それでも解消できない個別の社会的障壁について合理的配慮を行うことで、共生社会の実現を目指す。

3.3　理念(価値)の概要
社会が持つべき意義や重要性の方向性を示す

「理念(価値)」とは何かを定義したうえで、共生社会を支える5つの理念を説明するページ

①ノーマライゼイション：障害のある人も、他の人と同様の生活条件や生活のリズムのもとで暮らすことを保障しようとする理念

②ウェル・ビーイング：身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること

③インクルージョン：多様な人々を排除せず、社会の一員として参加できるようにする考え方

④ジェンダー主流化：政策・制度・計画等のあらゆる段階にジェンダー平等の視点を組み込む政策手法

⑤社会モデル：障害を個人の心身機能だけの問題ではなく、社会の制度・環境・慣行などとの相互作用によって生じるものと捉える考え方

3.4　設計原則の概要

「3.4 設計原則の概要」は、前の「3.3 理念（価値）」を、**実際の環境・製品・サービスの設計へ落とし込む段階**を示すスライドである。

- ⑥アクセシビリティ：年齢・障害・身体的条件などにかかわらず、必要な場所・情報・サービスなどにアクセスし、利用できること
- ⑦ユーザビリティ：利用者が目的を達成するために、製品や空間などを分かりやすく、使いやすく利用できること
- ⑧バリアフリー：高齢者や障害者などが直面する既存の障壁（バリア）を取り除くという考え方
- ⑨ユニバーサルデザイン：年齢、障害の有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が最初から利用できるように設計する考え方

⑩. 個別対応と合理的配慮　　⑪.当事者参加

このスライドは、前の「理念」「設計原則」に続いて、**一般的・共通的な環境整備だけでは対応しきれない部分を、「当事者参加」と「合理的配慮」で補完することを説明する内容**

⑩合理的配慮：「個々の障壁にどう対応するか」
一般的な環境整備では解消できない個別の障壁に対応する
過重な負担にならない範囲で、個々の状況に応じて必要かつ合理的な対応を行うこと。

⑪当事者参加
「当事者の経験やニーズを計画・設計・運営・評価に反映する」
建築プロジェクト等の構想～設計～施工～運営まで一貫して導入すべきプロセス

4. 今後に向けて

4. 今後に向けて

①「障害者への対応」から「社会環境の改善」へ

- 個人の障害だけを見るのではなく、「この人に何ができないのか」「社会のどこに障壁があるのか」へ視点を転換する。

②「事後対応」から「事前的な環境整備」へ

③「一律対応」＋「個別対応」へ

- ユニバーサルデザインだけですべてを解決するのではなく、環境整備＋合理的配慮という二段構えで考えること

④「専門家が決める」から「当事者と共につくる」へ

- 当事者の意見を最後に聞くのではなく、計画・設計段階から参加してもらう仕組みへ移行することが重要だと考えられます。

⑤「アクセシビリティの確保」から「共生社会」へ

- 最終的な目的は「バリアをなくすこと」そのものではない。**誰もが社会の構成員として参加し、選択し、生活できる社会をつくること。**

「人を環境に合わせる」のではなく、「多様な人が参加できるよう社会環境を変える」

・まとめ

「アクセシビリティの確保」から「共生社会」へ

- ⑤最終的な目的は「バリアをなくすこと」そのものではない。**誰もが社会の構成員として参加し、選択し、生活できる社会をつくること。**
  - 福祉の理念を基礎として、アクセシビリティによって社会的障壁を減らし、ユニバーサルデザインによる事前的な環境整備と合理的配慮による個別対応を組み合わせ、さらに当事者参加を通じて、誰もが社会参加できる共生社会を形成していくことが今後の方向である。

参考米国・英国の制度

米国・欧州・日本のアクセシビリティの制度

	米国	英国・欧州	日本
1960-1981	1968 建築障壁撤廃法 1973 リハビリテーション法504項		1981 運政審（交通弱者対策）
1982-1999	**1990 ADA（交通・建築）**	**英国DDA（1995）**	1983・1994 ターミナルガイドライン/1994 ハートビル法
2000-2019	2010 ADA の ICT 拡張 ICT	2000 公共交通のアクセシビリティを国家政策に統合 **2010 英国equality Act**	**2000 交通バリアフリー法** 2006 バリアフリー法 2013 障害者差別解消法制定
2020-2025	2020 デジタル公共サービスの義務化	各国でICTアクセシビリティ強化 欧州アクセシビリティ法 2019年採択 2025 運用 EAA:European Accessibility Act	2022 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 2024 合理的配慮義務化

3.1 米国アクセシビリティの制度の歴史的変遷

- 米国：人権を基本とした対策を一貫して行っている。
  - リハビリテーション法504項（差別の禁止）
  - ADA（Reasonable Accommodation）

  - 「建築障壁撤廃に関する法律」（Architectural Barriers Act：ABA1968年）が連邦資金で建設・改修される建物にアクセシビリティを義務化した。
  - 「リハビリテーション法504項」1973年に**建築・交通バリア対策の監督機関として Access Board を設置し、連邦機関・連邦補助金を受ける施設で障害差別を禁止した。**
  - リハビリテーション法502項はU.S. Access Boardを設置
  - 「障害を持つアメリカ国民法」1990年（Americans with Disabilities Act： ADA）制定された。米国の歴史的転換点である
    - **補完的パラトランジットの全国義務化。**
    - 音声・視覚案内の整備。など画期的な対策が行われた。
    - 公共施設・商業施設においては、民間の商業施設・公共施設にアクセシビリティ義務化、
    - 空港・鉄道・バスの実施強化と標準化

3.2 英国

英国は福祉的対応から「差別禁止・平等・移動の権利」へ

- 1995年、障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act:DDA）、
- そして2010年には平等法（Equality Act）へと交通に関する権利の制度が確立している。
- **2018年**：Inclusive Transport Strategy障害者が他の人と同等に交通を利用できることを目標とする交通戦略を公表
- 2020年インクルーシブな交通戦略（障害者のためのアクセスの達成）の制度化The Inclusive Transport Strategy: Achieving equal access for disable people
- またドイツは2005年に公的機関による障害者差別の禁止、バリアフリー義務、団体訴権などを規定した「障害者平等法」（Behindertengleichstellungsgesetz, BGG）が成立した、
- フランスはフランスの障害政策を全面的に再構築した基幹法であり、アクセシビリティ義務（建物・交通・情報）を法定化したものである。

英・米・日のまとめ

国	政策の基本的特徴	制度展開
米	公民権・差別禁止型	障害を「権利」の問題として扱い、差別禁止とアクセシビリティを法的義務として展開。1990年のADAは、雇用、公共サービス、公共的施設、交通、通信等を広く対象とする。
英国	平等・インクルージョン型	1995年DDAから2010年Equality Actへ発展し、差別禁止と合理的調整を制度化。さらに2018年Inclusive Transport Strategyで「障害者の交通への平等なアクセス」を政策目標として明確化。
日本	バリアフリー・移動等円滑化型から共生社会型へ	1994年ハートビル法、2000年交通バリアフリー法を経て2006年バリアフリー法に統合。2018年改正では「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」が理念として明確化された。